

令和元年5月10日

第23回水俣市農業委員会

第23回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和元年5月10日
開会 9時30分
閉会 11時20分
- 3 出席委員
農業委員 12名
1番 元村 善二 君
2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君
4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君
6番 森口 信二 君
8番 山澤 親徳 君
9番 苗床 勝美 君
10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君
14番 中村 清治 君
推進委員 14名
15番 向田 博 君
16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君
18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君
20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君
22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君
25番 淵上 民雄 君
26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名
7番 廣島 康雄 君
13番 友田 勝久 君
推進委員 なし
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について
議第85号 非農地証明書交付について
議第86号 農地法第3条の許可申請について
議第87号 農地法第4条の許可申請について
議第88号 農地法第5条の許可申請について
議第89号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 本村 広揮
参事 田畑 昌代
非常勤職員 谷口 真由美

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第23回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、7番廣島委員、13番友田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、8番の山澤委員、9番の苗床委員にお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は22番の坂口委員お願いいたします。

22番委員
(坂口新一君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、説明、申し上げます。

報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、御説明いたします。

議案書は、1ページになります。

今回の会議の締切日までに、完了報告書の提出が4件ございました。

表の左端の欄に記載した会議日に審議した農地法第4条、第5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右端の確認日に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第85号 非農地証明書交付について、議第85号を、議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5番委員

はい、議長

(田上哲人君)

議 長

はい、5番 田上委員。

5番委員

議第85号 非農地証明書交付について、説明いたします。申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は1筆目、台帳畑、現況山林、2筆目、台帳畑、現況山林、3筆目、台帳畑、現況草地、面積は3筆合計3,344㎡。詳細は記載のとおりです。

7日に申請人立会で現地調査を行いました。1筆目は、5ページに載っています。雑木が茂っており、農地の状況ではありませんでした。2、3筆目は、6ページになります。2筆目は長年耕作されていなくて雑木などが茂っていました。奥の方にも農地があるんですが、そこも山林化していました。周囲には影響を与えているような様子はありませんので問題はないかと思えます。3筆目は、管理がされていて非農地には出来ないと判断しました。2筆については長年耕作放棄されており何ら問題はないと思われまます。1筆目については事務局より追加の説明をお願いします

本村参事

はい、議長

議 長

はい、本村参事

本村参事

非農地証明交付に関して3筆、農林水産課の方に非農地にしても支障がないか照会を行いました。昨日回答がありまして、その中で1筆目については、水俣農業振興地域整備計画、その中の農用地区域になっておりまして、非農地とした場合に支障が出る可能性があるということで回答があり、非農地にすることはできないのかなと考えております。2筆目も農用地区域内にはいっていますが、除外等も可能であり非農地にしても支障がないという回答がきています。3筆目については、農用地区域内の農地には入っていないので支障なしということです。田上委員から、非農地には1筆目2筆目を現地で判断してきたということですが、農林水産課の回答を得た上で、判断したところ2筆目を非農地にすることが妥当と思えますので御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員、事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御意見もないようですので、議第85号 非農地証明書交付については、2筆目のみ、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、証明書を交付することと、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第85号 非農地証明書交付については、2筆目のみ、証明書を交付することと、決定いたします。

議 長

次に移ります。
議第86号 農地法第3条の許可申請について、議第86号を議題といたします。
まず、1番の議案から審議いたします。
関係委員の、説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田委員。

3番委員

おはようございます。議第86号農地法第3条の許可申請の1番について説明いたします。
本来なら、廣島委員ですが、休みのため代わって説明します。
譲渡人、記載のとおりです。
譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、地目、面積については、9ページを御覧ください。たくさんあります。地目は台帳、現況とも畑で野菜を作っておられます。良く管理されています。面積は10筆合わせて6, 170㎡。構成員は記載のとおりです。2人が専業、奥さんが兼業になります。贈与による所有権移転です。10ページを御覧ください。
5月7日、斉田行政書士、事務局、廣島委員、向田委員、私の5名で現地調査を行いました。10ページに7筆、11ページに3筆に載っています。全部、野菜を作っておられます。息子さんが後を継いでおられます。
全部について管理がなされています。息子さんが空いている日は毎日、弁当を持って朝から夕方まで畑に行かれます。非常に熱心ですので、今後も維持管理がなされると思います。
以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろし

くお願いします。
以上です。

議 長 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、
ございませんか。

4 番委員 はい、議長
(戸次治夫君)

議 長 はい、4 番 戸次委員

4 番委員 備考欄に所有権移転で贈与とありますが、相続ではないんですか。税金関係でどうなるのかなと思ったもので。

本村参事 はい、議長

議 長 はい、本村参事

本村参事 詳しくはわからないんですが、今回の分については税金はか
からないと斉田行政書士は話をしていました。

3 番委員 はい、議長

議 長 はい、松田委員
3 番委員 評価額が畑なので安くて1,500,000円以下ですから、
税金はかからないそうです。

議 長 他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第86号 農地法第
3条の許可申請のうち、1番については、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御意見もないようですので、議第86号 農地法
第3条の許可申請のうち、1番については、許可することと決

定いたします。

議 長

次に移ります。

議第86号 農地法第3条の許可申請のうち、2番の議題を審議いたします。

議 長

では、関係委員の、説明をお願いします。

14番委員
(中村清治君)

はい、議長

議 長

はい、14番 中村委員。

14番委員

おはようございます。農地法第3条の許可申請の2番について説明いたします。

議案書は8ページを御覧ください。

番号2、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田、面積1,134㎡です。

申請地は12ページを御覧ください。

現地調査を5月7日、譲受人、事務局、下鶴委員、私で行いました。

譲受人の耕作面積は記載のとおりです。全部耕作をされています。農作業については年間150日以上従事されています。周辺も水田で申請地も水稻を栽培しているとのこと。下限面積につきましても40アールは超えています。

譲渡人は高齢となり後継者がいないため耕作することが困難になり手放すことになりました。贈与での所有権移転です。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いたします。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第86号 農地法第3条の許可申請のうち、2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第86号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。

議 長

次に移ります。

議第87号 農地法第4条の許可申請について、議第87号を議題といたします。

関係委員の、説明をお願いします。

9番委員
(苗床勝美君)

はい、議長

議 長

はい、9番 苗床委員。

9番委員

議第87号 農地法第4条の許可申請について御説明いたします。

申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目、台帳、現況とも田、面積、合計で600㎡です。

転用理由、記載のとおりです。

第3種農地です。

施設概要は記載のとおりです。

申請地は15ページを御覧ください。

5月8日に、草野委員、平松行政書士、事務局、申請人、私で現地調査を行いました。

なお、家庭排水等については、合併浄化槽を造り、側溝に流し川の方に流すようになっていきます。周辺に農地がありますが、住宅を建築しても周辺には問題ないと判断してきました。

よって現地調査の結果、農地法第4条の許可申請については、住宅を建築しても問題ないと判断してきましたので御審議の程よろしく願いいたします。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第87号 農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第87号 農地法第4条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

議 長

次に移ります。
議第88号 農地法第5条の許可申請について、議第88号を議題といたします。
関係委員の、説明をお願いします。

10委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本委員。

10番委員

おはようございます。議第88号農地法第5条の許可申請の1番、2番について説明いたします。
1番、譲渡人、記載のとおりです。
譲受人、記載のとおりです。
土地の所在は、記載のとおりです。
地目は、台帳、現況とも畑、面積、237㎡です。
転用理由、施設概要等につきましては、議案書に記載のとおりです。農地区分は3種農地です。
申請地は20ページを御覧ください。
現地調査を5月7日に野間委員、平成不動産、丸野行政書士、事務局、私で行いました。
側溝、下水とも整っていますので何も問題はないと思います。配置図は追加分の20ページになっています。
従いまして、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。
続きまして2番を説明します。
譲渡人、記載のとおりです。
譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおりです。
地目は、台帳、現況とも畑、面積、合計299㎡です。
転用理由、施設概要等につきましては、議案書に記載のとおりです。農地区分は3種農地です。
申請地は21ページを御覧ください。
5月7日に野間委員、譲受人親子、斉田行政書士、事務局、私で現地調査を行いました。
この場所は岩があって畑が出来るような場所ではありません。周りも宅地になっています。駐車場は屋根も造らず、車を

置くだけの場所だそうです。

従いまして、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、何ら問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

次をお願いします。

9 番委員
(苗床勝美君)

はい、議長

議 長

はい、9 番 苗床委員。

9 番委員

議第88号農地法第5条の許可申請について、3番、4番について説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

転用理由は、記載のとおりです。

第3種農地、所有権移転です。

施設概要、記載のとおりです。

資金計画 記載のとおりです。

申請地は22ページを御覧ください。

5月8日に草野委員、丸野行政書士、事務局、私の4名で現地調査を行いました。

周りに畑がありますが、住宅を建築しても何ら問題ないと思われまます。排水については、合併浄化槽を造り市道の側溝に流すことになっています。よって現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、住宅を建築しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

4番をお願いします。

9 番委員

次に4番を説明します。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積、1,849㎡です。

転用理由は、記載のとおりです。

施設概要につきましては、記載のとおりです。

資金計画は記載のとおりです。

5月8日に草野委員、譲渡人、譲受人、事務局、設計事務所、私で現地調査を行いました。

住宅を建築されても周辺に被害はないと判断はしてきました。

なお、家庭排水等につきまして、資金面の関係で最初は合併浄化槽を造らないと言われていましたが、全員で協議しまして、納得されたような状況でした。

よって現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、住宅を建築しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

ここは、家を造っても後の指導が大変だと思いました。あれだけの品物をどういった形で移出されるのか、行政の監視も必要だなと感じてきました。

議長 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

16番委員
(草野武雄君) はい、議長

議長
16番委員 はい、16番 草野委員に、お願いします。
議第88号農地法第5条の許可申請の4番について補足説明いたします。

譲受人は話にならないというか、全然話が通じないような状態でした。設計事務所が間に入って説明をして、あなた達を信用して任せると本人は設計事務所に任せるという形ですが、その後、周りの畑や田を作っている人から、ゴミ捨て場みたいになっては困るし、現在の所があまりにもひどいのでどうするんだろうかということで、あと川沿いにゴミを捨てるのではないかという感じがしました。農業委員会としては、通さないわけにはいかないだろうけど、その後に行政指導をしてもらわないと後はきれいにならないと思います。そういう状況です。

9番委員 先ほどの譲受人の件について、現地の説明がありませんでした。23ページをご覧ください。

議長 御質疑、御意見はございませんか。

3番委員
(松田時義君) はい、議長

議長 はい、3番 松田委員。

3番委員 4番について質問や意見を言いたいと思います。
損失補償協議書添付とありますが、どういうものか説明をお願いします。それと、現在も譲受人の物品が道沿いにいっぱい見えます。非常に観光で来られる人には目障りになるようなところですよ。だから現在のままで置き場にされた場合には問題があるんじゃないかなと思います。道路から見えないように塀を造るとか金網を張るとか、トタンやエスロンとか、田んぼに飛

んでいかにきちと管理するとか出来ないものかなと思っっています。以上です。

本村参事

はい、議長

議長

はい、本村参事

本村参事

損失補償協議書につきましては、用地、建物等の補償にかかる契約をしますが、その契約の前に国と申請人の方で交わした協議書ということになります。これから契約をされて補償をされるというような形です。それが損失補償協議書です。

資金計画につきましては、支出部分、損失補償協議書の金額ですね、そちらの方は支出分を超えています。それと、物品は、古物商という形で譲受人の方は熊本県公安委員会の許可を得て、商売というか事業をやられています。中古物品が飛ばないように措置をするのは必要になるのかなと思っしますので、指導が必要なのかなと思っます。現地調査の時にはそこまでの指導には至らずに、県道敷きに水路があっ、当初の排水計画では浄化槽は設置せずに、汚水は汲取りで、生活雑排水は農業用の水路にたれ流しというような話があっ、きちんと処理をしてもらわないと困ると、あと農業用の水路に排水をしてもらっは困るということで、合併浄化槽を設置していただいて放流先は川にというような形で話をし、その分、資金計画の方で合併浄化槽を設置する分で2,000,000円支出の方を修正させていただきました。計画の方もそういう形の計画書に当初から変更していただいたということになります。今回の意見の中で飛ばないように、現地調査の時にも草野委員の方から周りに台風とかがきて金物とかが飛んでいかに心配だということもありましたので、そちらの方は伝えていきたいと思っます。よろしいでしょうか。

3番委員

損失補償協議書というのは、国土交通省から出る費用のことですね。移転するとき国土交通省から補償費は出るわけですよ。そのことですね。条件をつけて観光道路だから、物品を、見えないように、例えば道路側には木を植えるとか環境に配慮して欲しいなと思っます。そして絶対に田んぼや川とかあちこちに飛んでいかにように金網を張るとか、塀をするとか、条件をつけていいのではないかと思っます。以上です。

本村参事

その条件については、農地法でみれる部分が周囲の農地に影響がないかという部分なので、周囲の農地に物が飛ばないという対策については出来るのかなと思っますが、環境の部分に関しては、お願いは出来ると思っますが、やらないとダメですよということはいえないのかなと思っます。

議 長 今の案件について、他にはありませんか。

16番委員
(草野武雄君) はい、議長

議 長 はい、16番 草野委員

16番委員 以前、環境課が譲受人に、きれいに片付けてくれというようなことを何回も言われていたんですが、どうしてじゃと、絶対自分はしない。売ってしまえばいいんだからと言われた。そういう状況なものだから地域の人達が困っている状況が出ています。これは農業委員会の問題ではなく、環境課とか行政の方がやらないといけないのではないかと思います。

議 長 農業委員会としては5条申請が上がったから、はい許可します、それでいいのかという問題ですが…。そこを皆さんのお考えで。

事務局長 はい、議長

議 長 はい、事務局長

事務局長 この場で決められます農地法にそぐうかどうかというふうなもので、これからは逃げられないという部分がひとつあります。それと、言われておりますように、生活環境はどうするかというのがありますので、そこは環境課が入込むのかと言えば、私達はこういうのがありますよと言うのは簡単ですが、今まで変わっていないので変わっていないんだろうなと思いつつも個人的な感情です。ひとつは、古物商というのは警察が関与しているはずなので、警察がどう考えているのかということは私達にはわからないので、一度、聞こうかなとは思っています。

3番委員 個人住宅に関してはいいと思いますが、その他物品土場というのが千何百㎡となってくるんですね。そこをどのようにして管理されるのか、そこがわからないから保留という形にして再度、むこうの方からどのようにして管理しますとか計画書が出た段階で審議したらどうでしょうかと思いますが。
1ヶ月間考える余裕を与えた方が。

議 長 今の松田委員の意見に皆さんはどう思われますか。
保留にしたがいいんじゃないかなろうかということですが、再度計画書を提出してもらおうということで、保留でいいですか。

3番委員 もう一度いいですか。
個人住宅、事務所・倉庫については農業委員会で許可しても

いい方向で考えるということですね。ただし、その他物品土場というのが千何百㎡あるわけでしょう。これの管理の仕方とかがわからない訳ですよ。どのようにされるのか、再度計画書を出してもらって、来月出た段階で審議したらどうでしょうかと思います、いかかですか。

議 長

皆さんはどうですか。
しばらく休憩にします。
保留にするか許可するかを皆さんで考えていただきたいと思います。

議 長

再開します。
只今まで、説明があり御質疑がありましたが、あと、御質疑はありませんか。
御質疑、御異議もないようですので、議第88号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断して本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

それでは、議第88号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定いたします。ただし、4番については農地への支障が出ないように対策を指導することにしたいと思います。

次に移ります。

議第89号 農用地利用集積計画の申出について、議第89号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい、議長

議 長

はい、6番 森口委員。

6番委員

議第89号農用地利用集積計画の申出の利用権新規設定について説明いたします。

番号1番について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳・現況とも田です。面積、788㎡、ほか2筆、合計3,176㎡。

始期終期、2019年6月1日から2024年5月31日まで、期間5年、利用目的は水稻、借賃10アール当たり、年間白米30Kg、利用権の種類、賃借権です。

借人は、記載のとおりです。

経営面積は、記載のとおりです。

申請地は27ページをご覧ください。

借人の自宅も近くにあり、圃場整備された所です。借地でも水稲栽培をされるそうです。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第89号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第89号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第23回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員